

[別紙 1]

日本財団が行う、主な造船関係貸付事業の内容概略

【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

1) 貸付資金種類：[設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金、及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）鉄道・運輸機構との共有船建造資金環境規制(バラスト水処理・SOx・NOx規制)に応ずる船舶の改修資金

[運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金

2) 貸付期間：設備資金／15年以内、運転資金／5年以内

3) 利 率：年 1.6 %以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）

4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業（機構共有船建造資金・船舶改修資金に限る）・マリーナ等の事業者

5) 貸付金限度額：設備資金／20 億円、運転資金／5 億円（2021 年度は 10 億円）・所要資金額の 80% 以内（機構共有船建造の設備資金は所要資金額の 20%以内